

こんな制度をご存知ですか？

障害者（児）日常生活用具給付事業

在宅の重度障害者（児）の日常生活を支援することを目的として、日常生活用具を給付しています。

給付の対象となる方

各障害区分の概ね1、2級の重度障害の方（一部3級まで）が給付の対象となります。ただし、障害の内容や等級によって、給付の対象とならない場合もあります。

また、以前に日常生活用具の給付を受けている方は、一定期間は同じ品目の給付は受けられません。

自己負担金について

給付等を受けられる方の世帯の所得税額等にに応じて、一定の自己負担金がかかります。

給付用具

障害区分	給付用具の品目
視覚	点字タイプライター、時計、電磁調理器、体重計、体温計、拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ（聴覚との重複障害の方）、活字読上げ装置、ポータブルレコーダー
聴覚	屋内信号装置、情報受信装置、ファクス、点字ディスプレイ（視覚との重複障害の方）
肢体	浴槽（湯沸器含む）、便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、パソコン、訓練いす、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、意思伝達装置（言語機能も喪失した方のみ）、会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、歩行支援用具、居宅生活動作補助用具
知的	特殊便器、特殊マット、火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、電磁調理器
腎臓	透析液加温器
音声・言語	意思伝達装置（両上下肢も喪失した方のみ）、携帯用会話補助装置、ファクス
心肺機能	酸素ポンプ運搬車
呼吸器	ネブライザー、電気式たん吸引器
重度障害	火災警報機、自動消火器

■問い合わせ先 社会福祉課障害福祉係 ☎④ 2111 内線222番

吹雪・大雪に備えましょう！



吹雪・大雪時には、道路が封鎖されることがあります。場合によっては、緊急車両の出勤も困難な状況になることがありますので、万一のために、次の点に注意しましょう。

●FF式ストーブ等の煙突が塞がってしまい、異常停止、不完全燃焼による一酸化炭素の発生等、危険が伴う恐れがありますので十分注意しましょう。また、故障などの場合に備え、適切に対応してくれる業者を知っておくことも大切です。

●灯油、ガスなど燃料の配送が困難になることもあるので、残量を確認、食料品や常備薬についても確認しましょう。

●テレビ、ラジオの気象情報を把握するように心がけましょう。

●積雪により、万一のとき、住宅からの脱出が困難だったり、緊急車両の到着が遅れることも考えられます。火の元には十分注意しましょう。

●気温の変化により、雪が硬くなったり、崩れやすくなっているところもあるので、軒下等には極力近づかないようにしましょう。

●屋根の雪下ろしなど、危険を伴う除雪作業を行う場合は、一人では行わないこと、また、ヘルメットや命綱など、安全対策を忘れずに。

●自力で除排雪が困難な方は、信頼できる業者を事前に調べておくことも大切です。